

**県政動画制作・情報発信支援業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

この要領は、県政動画制作・情報発信支援業務委託の受託候補者を選定することに関し必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

県政動画制作・情報発信支援業務委託仕様書による。

3 契約上限額

2, 887, 764円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「S：広告・宣伝」である者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 実施公告（ホームページ） | 令和6年4月12日（金） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和6年4月23日（火）午後5時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和6年4月23日（火）午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年5月 2日（木）午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション | 令和6年5月 8日（水）午前10時から |
| (6) 審査結果通知 | 令和6年5月中旬 |

8 事務を担当する部局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
宮崎県総合政策部 秘書広報課広報戦略室 報道担当
電 話 0985-26-0237
E-mail kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp

9 質問及び回答

質問にあたっては、「質問書」（様式第2号）を用いること。

- (1) 提出方法 持参、郵便又は電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- (2) 提出場所 本要領8の場所
- (3) 提出期限 令和6年4月23日（火）午後5時まで
- (4) 回答期限 質問者に対し、質問受付日より原則3開庁日以内に回答する。審査に影響する内容については、企画提案競技参加者全員に回答する。

10 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領8の場所
- (2) 提出期限 令和6年4月23日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参、郵便又は電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

11 企画書の提出等

本実施要領2「委託の内容」に沿って書類を作成し、提案すること。

- (1) 提出書類
以下の書類一式（以下「企画書」という。）を提出する。
〔 ①～⑦…1セット（正本）
②～⑤…5セット（審査用副本） 〕

①	企画提案競技申請書 (様式第3号)	
②	会社概要 (様式第4号)	
③	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてA4判で作成、両面印刷とする。(やむを得ない場合はA3用紙を使用してもよいが、その場合は片面印刷したものを折り曲げて綴じる。) ・表紙・目次(添付書類一覧表を含む。)を含め合計20ページ以内とし、ページ下にはページ番号をふること。 ・「県政動画制作・情報発信支援業務委託仕様書」に記載されていない追加提案は、その旨を明示すること。
④	見積書及び見積明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の積算内容が分かるように記載すること。 ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
⑤	業務実績 (様式第5号)	
⑥	暴力団排除に関する誓約書 (様式第6号)	
⑦	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・県税に未納がないことの証明書(発行日から3か月以内のもの)

(2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領8の場所
- ② 提出期限 令和6年5月2日(木)午後5時まで
- ③ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

(3) 留意事項

- ① 提出する企画書は1案に限る。
- ② 提出後における再提出、差替えは一切認めない。
- ③ 応募された企画書の著作権は、その提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

12 審査の方法

提出された企画書を基に、以下の項目について書類及びプレゼンテーション審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

なお、審査は、県職員で構成する審査委員会で行う。

(1) 事業内容

- ・通常の事業活動において、今回の委託業務と関連する事業を実施しているか。

(2) 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されており、計画的な業務スケジュールとなっているか。

(3) 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・動画制作・情報発信技術向上につながるような提案となっているか。

(4) アイキャッチ制作のノウハウ

- ・魅力的なアイキャッチ制作が見込めるか。

(5) 追加的提案

- ・本事業と相まって、事業効果を高めるための追加的提案があるか。

(6) 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

13 プレゼンテーション

(1) 日時 令和6年5月8日(水) 午前10時から

(2) 場所 県庁附属棟305号室

(3) 留意事項

- ① 各提案者のプレゼンテーション時間は30分程度とし、提案者の説明15分、質疑応答15分とする。
- ② プレゼンテーションの順番は企画書の受付順とする。
- ③ プレゼンテーションは企画書をもとに行うこととする。
- ④ 審査会場への入場者は原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とする。
- ⑤ 県ではモニターを1台とHDMIケーブルを1本準備する。各提案者は、必要に応じてパソコン、インターネット回線等を準備すること。

14 選定方法

審査委員が提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

15 審査の通知

令和6年5月13日(月)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

16 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とし、書面で通知する。

- (1) 参加者が本要領5の参加資格を満たさない者、または候補者決定までに満たさなくなった者である場合
- (2) 企画書に虚偽の記載をした場合

- (3) 企画書が「県政動画制作・情報発信支援業務委託仕様書」に適合しない場合、又は本要領 11 (3) の企画書作成上の留意点に適合しない場合
- (4) 2 件以上の企画提案をした場合
- (5) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった場合
- (6) 見積額が契約上限額を超えているとき
- (7) 上記 (1) ～ (6) のほか、当該手続に関する条件に違反したとき

17 契約の方法

- (1) 県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を受託候補者に行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、県は次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

18 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

19 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。